

## 令和6年度 広域河川改修設計委託（稲荷川流域水害対策計画作成） 特記仕様書（案）

### 第1章 総則

#### 第1条 適用範囲

本特記仕様書は、鹿児島県河川課が実施する「令和6年度 広域河川改修設計委託（稲荷川流域水害対策計画作成）」（以下、「本業務」という。）に適用する。

#### 第2条 適用仕様書

本業務の遂行にあたっては、この特記仕様書及び鹿児島県土木部制定「設計業務等共通仕様書」（令和4年4月改訂）、「鹿児島県公共測量作業規程」（平成20年10月改訂）、「河川事業設計基準書」（平成28年3月改訂）、「国土交通省策定の「国土交通省河川砂防技術基準」（令和5年5月版）、「解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン（案）（令和5年1月、水管理・国土保全局監修）」、その他関係する指針・示方書によらなければならない。また、参考文献等使用の場合は、その出典を成果品に明記すること。

#### 第3条 前払金・部分払い

本業務は、保証事業会の保証がなされている契約金額100万円以上のものについては、当該契約金額の10分の3以内の前払金を請求することができる。

なお、部分払いは行わないものとする。

#### 第4条 履行期限

本業務の履行期限は、令和7年3月19日（水）までとする。

#### 第5条 調査員

本業務については、総括調査員、調査員を置くこととし、その職・氏名等については、別途通知する。

#### 第6条 訂正・補足

成果品納入後において、受託者（以下、乙）の責めに帰すべき誤りが発見されて、鹿児島県（以下、甲）がこの修正を要求した場合には、乙が乙の負担において速やかに訂正しなければならない。

#### 第7条 その他

既存の成果品等は必要に応じて甲から乙に貸与する。

## 第 2 章 業務内容

### 第 8 条 業務目的

特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）に基づき，令和 6 年 3 月に特定都市河川に指定した稲荷川流域において，県や市等で共同して浸水被害の防止を図るための対策に関する計画を作成することを目的とする。

### 第 9 条 業務内容

#### (1) 計画準備

本業務に関する契約図書，検討内容，貸与資料を十分に把握した上で，業務が円滑かつ適切に実施できるよう，具体的な検討方針や作業スケジュールを検討し，業務計画書を立案・作成する。

#### (2) 資料収集整理

稲荷川流域におけるこれまで発生した浸水被害の状況や土地利用の状況，河川や下水道の整備状況や計画，また流出抑制対策の実施状況など，流域水害対策計画の作成に必要な資料，データ等の収集及び整理，とりまとめを行う。

#### (3) 現地調査

稲荷川流域の河川や下水道，また流域対策（調整池等）等の状況把握のため，また，流域水害対策の候補検討等のため，現地調査を行い，流域の現状を把握する。

#### (4) 流域の現状及び課題分析

##### ア 流域の特徴と課題の整理とりまとめ

稲荷川流域における流域水害対策を検討するため，流域の現状や過去の浸水被害状況等を整理し，河川整備基本方針や河川整備計画，また下水道事業計画などの既存計画における水害対策の内容や「稲荷川水系流域治水プロジェクト」の取組等を踏まえ，現状と課題を整理し，とりまとめる。

特に稲荷川流域においては，土地区画整理事業に伴う雨水貯留施設の整備など，流域における水害対策を実施していることから，それらの効果を検証するとともに，当該効果を踏まえた課題整理を行う。

##### イ 都市浸水想定解析モデルの構築

稲荷川流域の特性を踏まえた氾濫解析モデル（都市浸水想定解析モデル）を構築する。

##### ウ 都市浸水要因の分析

上記で構築した都市浸水想定解析モデルを用いて，稲荷川流域における都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨（以下，「計画対象降雨」という。）に対する稲荷川流域の都市浸水要因を分析し，現状の

水害リスクを分析する。

(5) 流域水害対策検討

ア 計画対象降雨の検討

稲荷川流域の社会的・経済的重要性や施設の整備状況、既存の河川整備計画や下水道事業計画の目標、河川への流出抑制対策や土地利用規制（浸水被害防止区域や貯留機能保全区域）等も含めた各浸水被害対策の進捗見込み等を総合的に勘案し、稲荷川流域において都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨を定める。なお、計画対象降雨を定めるに当たっては、浸水被害対策の実効性を考慮する。

イ 流域水害対策メニューの検討

計画対象降雨に対する、河川、下水道、また流域における浸水被害対策メニューを検討する。検討に際しては、河川や下水道等の既存計画との整合を図るとともに、各対策の効果を客観的に評価できるよう整理する。また、計画対象降雨に対する各関係機関の役割分担（浸水被害対策の分担）を分かりやすく見える化する。

(6) 流域水害対策計画（案）の作成

上記で検討した結果を踏まえ、必要な事項を整理し、流域水害対策計画（案）を作成する。

なお、本計画（案）については、計画策定後、「特定都市河川浸水被害対策推進事業」に繋げていくものとする。

(7) 協議会等資料作成及び会議運営補助

流域水害対策協議会等で使用する資料の作成や会議の運営補助を行う。また、関係機関との協議資料や広報資料等の作成等を行う。

(8) 報告書作成

本業務の目的を踏まえ、流域水害対策計画（案）を作成するとともに、業務の各項目で作成された検討内容や成果等をもとに、業務の方法、過程、結論・結果等について取りまとめを行い、報告書を作成する。また、業務の成果概要を説明するための業務概要版を作成する。

- ・電子媒体（CD-R等 正・副 各1枚）
- ・紙媒体（簡易ファイル）1部（参考資料、概要版含む）
- ・その他、監督職員が指示するもの

(9) 打合せ協議

打合せ協議は、業務開始時、中間時（3回）、成果とりまとめ時の計5回以上を実施する。なお、打合せを行う場合は、管理技術者が立ち会うものとする。また、リモートによる打合せも可とする。

(10) 貸与資料

- ・ 稲荷川水系の河川整備基本方針や河川整備計画に係る過年度検討業務の成果品
- ・ その他、必要な資料については調査員と協議すること

### 第3章 その他

#### 第10条 疑義

本業務内容に疑義が生じた場合は、調査員と協議するものとする。

#### 第11条 秘密の保持義務

受託者は、業務上知り得た業務内容及びその成果を、発注者の承認を得ずに第三者に知らしめてはならない。

#### 第12条 旅費

本業務における旅費は、現地に最も近い本支店や営業所等が鹿児島市に所在するものとして算出する予定である。

鹿児島市に、本支店や営業所等が所在しない者が受注した場合、調査員と協議のうえ、必要な区間の旅費について変更の対象とする。

#### 第13条 電子成果品の作成

(1) 本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「鹿児島県電子納品ガイドライン(受注時最新版):(以下、「ガイドライン」という。)」に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。

(2) ガイドラインに基づいて作成した電子成果品は電子媒体(CD-R)で正本1部、副本1部の計2部提出する。電子化しない成果品については従来どおりの取扱とする。電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定するものとする。

(3) 電子成果品を提出する際は、鹿児島県の公開する電子納品チェックソフトによるチェックを行い、エラーが無いことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で提出すること。

#### 第14条 再委託

本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

#### 第15条 技術提案書

特定された技術提案書の内容については、業務に適切に反映するものとする。また、技術提案書の内容が受注者の責めにより実施されなかった場合は、業務成績評定を減ずるなどの措置を行う。

第16条 ウィークリースタンス

業務の実施にあたっては、「設計業務等におけるウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。